

観光産業の人材確保のための緊急広告業務委託仕様書

1 業務の目的

県内観光産業は物価高騰の影響を受けて厳しい経営環境にあり、人手不足が深刻な中で十分に人材確保の取組ができず、一部サービスを制限するなどの状況も生じているため、ホテル旅館、観光バス、タクシーの求人につなげる情報発信を行うことで観光事業者の収益向上を図るとともに、国内外からの観光客の受入体制を強化する。

2 業務の名称

観光産業の人材確保のための緊急広告業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月14日（金）まで

4 委託業務の概要

人手不足の県内観光産業（ホテル旅館、観光バス、タクシー）の人材確保を図るために観光産業の仕事の魅力について、WEBやテレビ、雑誌などの各メディアを複合的・相互的に組み合わせ、観光産業へのイメージアップを図るプロモーションの展開とすること。

広告手法（デジタル広告、アナログ広告）や掲出媒体（Google、Instagram、新聞等）、広告の選定経緯や組み合わせ方法、広告配分バランスの方針、広告の構成・デザインのイメージ、運用スケジュール等を盛り込んだ「広報運用計画」を作成し、提案すること。ただし、次に掲げる仕様を満たすパンフレットは必ず作成すること。

【パンフレット仕様】

- サイズ A4板
- 色刷り フルカラー
- 紙質 パンフレットに適した紙質を提案
- 数量 3,000部
- 校正 3回程度を目安とし、その他に色校正1回
- デザイン
 - ・ 受託者はデザイン、レイアウト、撮影または写真素材の入手、印刷データ作成、印刷等パンフレット制作に必要な全ての業務を実施すること。

※ 提案書にパンフレットのおおよその内容とラフデザイン案を提示すること。

5 成果品等の提出

全ての業務完了後、実績報告書を作成し、速やかに宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合に提出すること。

6 個人情報の管理等

本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しては

ならない。

7 その他の留意事項

- (1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合へ提出すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合と協議の上、決定すること。
- (3) 業務にかかる一切の経費は、全て事業費に含むこととする。